

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の再任用に関する条例

(平成十九年三月二十八日
条例 第五号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の四第一項、同条第二項及び第三項(法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第七号)附則第五条及び第六条の規定に基づき、職員の再任用(法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 再任用に関する必要な事項は、蒲郡市職員の再任用に関する条例(平成十二年蒲郡市条例第三十二号。以下「蒲郡市条例」)

という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市条例中「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(蒲郡市幸田町衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止)

2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の再任用に関する条例(平成十二年蒲郡市幸田町衛生組合条例第一号)は、廃止する。